

面会交流を
めぐる審判

親権者変更が確定 弁護士「モデルケースに」

離婚によって別々に暮らす父親と子どもが定期的に会う「面会交流」を認めるのを前提に母親が親権者となつたのに、母親の言動が

原因で子どもが面会を拒否する態度を見せているとし

て、父親への親権者変更を認めめた福岡家裁の家事審判が確定したことが27日、関係者への取材で分かった。

父親側、母親側とも抗告しなかつた。父親は離婚調停成立後の2012年9月、親権者変更などを申し立てていた。

父親側の代理人を務めた清源万里子弁護士（中津市）は「面会交流の意義を重視

した審判が確定したのは大きい。今後のモデルケースになるのではないか。面会交流に積極的な親権者が増えていったら」と話している。